

身寄りのない独居死亡人の遺留金の取り扱いに関する

指定都市市長会要請

超高齢化の進展と家族のつながりの希薄化や生涯未婚率が過去最高を更新している状況の下、今後、身寄りのない独居人の死亡件数が増えていくことが予想される。

身寄りのない独居人が死亡した場合の葬祭に関して、死亡した者の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき、各自治体が埋火葬を行う。その費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足するときは地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理については生活保護制度以外に明確な規定がない。

そのため相続人のあることが明らかでない場合、葬祭費充当後の残余遺留金は、民法の規定に基づき、家庭裁判所が選任した相続財産管理人により処分手続きが行われ、最終的には国庫に返還される。しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、選任申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、地方自治体は法律に根拠のない遺留金を歳計外現金として保管せざるを得ず、地方自治法上、望ましくない事務処理が行われることになる。

特に、指定都市における単身高齢者数の割合は全国の2割以上を占めており、単身高齢者数の増加に伴い、遺留金の額も増加傾向にある。

以上のような課題に対応するため、下記の事項について要請する。

記

1. 指定都市をはじめとする地方自治体の意見を十分聞きながら、独居死亡人の遺留金の取り扱いに関する根拠法を国の責任において早急に整備すること。
2. その際、独居死亡人に関する対応は、すべて地方自治体の事務として行っていることに鑑み、遺留金は国ではなく地方自治体に帰属させること。
3. その実現までの間、独居死亡人の葬祭や遺留金の処理に要する費用のうち、地方自治体の負担部分については、全額を国庫負担とすること。

平成29年5月23日
指定都市市長会